

合同会社bethyle

訪問看護すてっぷ 虐待防止指針

第1章 総則

(目的)

第1条 当事業所は、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を基本とし、障害者虐待防止法の理念に基づき、虐待の防止及び早期発見・早期対応を図ることを目的として、本指針を定める。

(虐待の定義)

第2条 本指針において「虐待」とは、職員が利用者に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- 1.身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、又は正当な理由なく身体を拘束すること。
- 2.性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- 3.心理的虐待 著しい暴言、拒絶的対応その他の言動により、利用者に心理的外傷を与えること。
- 4.放棄・放置(ネグレクト) 必要な介護や支援を怠り、利用者の生活環境や健康状態を悪化させること。
- 5.経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、又は不当な利益を得ること。

第2章 防止体制と具体的措置

(責任体制)

第3条 虐待防止及び発生時の対応のため、以下の者を置く。

- 1.虐待防止責任者:管理者
- 2.虐待防止担当者:管理者

(虐待防止委員会)

第4条 当事業所は、虐待防止のための体制整備として虐待防止委員会を設置する。

委員会は年1回以上開催し、次の事項を協議する。代表:小倉雪華

- (1)虐待防止指針の整備に関すること
- (2)職員研修の内容に関すること
- (3)相談・報告体制の整備に関すること
- (4)行政機関への通報方法に関すること
- (5)再発防止策の検討に関すること
- (6)再発防止策の評価に関すること

第3章 相談・報告体制

(相談及び報告)

第5条 職員は、虐待を発見した場合、速やかに虐待防止責任者に報告するものとする。相談及び報告に際しては、報告者の不利益な取扱いを禁止し、プライバシーを厳守する。

(事実確認及び対応)

第6条 虐待防止責任者は、報告を受けた場合、速やかに事実確認を行う。

- (1)虐待が認められた場合は、関係職員に対し改善指導を行い、就業規則に基づき必要な措置を講ずる。
- (2)改善が見られない場合又は緊急性が高い場合は、行政機関へ報告する。

第4章 虐待発生時の対応

(緊急時の対応)

第7条 虐待が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先とし、速やかに行政機関へ報告する。

- (1)必要に応じて警察等の関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。
- (2)当該事案については原因を分析し、再発防止策を講じる。

第5章 研修及び周知

(職員研修)

第8条 虐待防止に関する研修を、全職員を対象として年1回以上実施する。

研修内容は記録し、保存する。

(閲覧及び周知)

第9条 本指針は、職員及び利用者・家族がいつでも閲覧できるよう、事業所内に掲示する。

第6章 その他

(成年後見制度の利用支援)

第10条 利用者又は家族に対し、必要に応じて成年後見制度の利用について説明し、適切な支援を行う。

(外部研修等への参加)

第11条職員は、虐待防止に関する外部研修等へ積極的に参加し、資質向上に努める。

附則

本指針は、2026年4月1日より施行する。